



津 市/久居市/河芸町/芸濃町/美里村/安濃町/香良洲町/一志町/白山町/美杉村

津地区

合併協議会だより 第31号

最終号

平成17年12月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451



新「津市」市章デザイン採用作品

新「津市」市章デザインが決定しました

新「津市」の市章デザインは、応募総数1327点の中から選ばれた優秀作品5点について構成市町村による住民アンケートを実施しました。

その結果も参考に第43回合併協議会で最終選考を行った結果、上記の作品が最優秀賞に選ばれ、新「津市」の市章デザインに決定しました。

目次

- | | | | |
|---|------------------------------|---|---|
| 1 | 新「津市」市章デザインが決定しました | 7 | 合併に伴い県から新「津市」に一部事務が移ります
屋外広告物（看板など）の取り扱い |
| 2 | 第43回津地区合併協議会での議事 | | |
| 3 | 住所表示変更に伴う主な手続き（市役所および町村役場関係） | 8 | 新「津市」お知らせ帳を作成しました
新「津市」観光情報
協議会の開催予定
最近の動き
構成市町村の人口 |
| 6 | 新「津市」の市長・市議会議員選挙の啓発標語が決定 | | |

第43回津地区合併協議会での議事

10月21日、津市センターパレスホールで第43回合併協議会が開催されました。

報告事項では、新市の議会事務局の組織における主な分掌事務および専決権限、新市予定条例の一部が報告され、承認されました。

協議事項では、福祉保健部会の事務事業詳細調整について協議しました。

また、新「津市」の市章デザインの最終選考を行ったほか、「津市の夢～未来の絵」の優秀作品、地域防災計画策定、新市の主な施設の名称が報告されました。

議事の内容は次のとおりです。

◆報告事項◆

議 題	結 果
①新市の議会事務局の組織における主な分掌事務及び専決権限について	①原案承認
②新市予定条例について（その1）	②原案承認

福祉保健部会の事務事業詳細調整結果（その4）

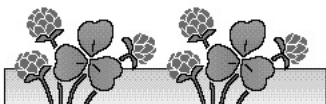
保育料事務については、第41回合併協議会で継続協議となっていた保育所入所負担金の激変緩和のための経過措置の調整内容が再提案されました。

委員からは賛成、反対の意見がそれぞれ出されましたが、採決の結果、賛成多数で提案の内容どおり確認されました。

【保育所入所負担金の激変緩和のための経過措置】

新市の保育所入所負担金と旧市町村の保育所入所負担金と比べ増額になる場合、その増額となる額のうち5年間について、下記に示す金額を超える額について減額する。

- ・平成18年度 1,200円
- ・平成19年度 2,400円
- ・平成20年度 3,600円
- ・平成21年度 4,800円
- ・平成22年度 6,000円



◆協議事項◆

議 題	結 果
・福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について（その4）	・原案確認



議事の様子

新「津市」市章デザインが決定

新「津市」の市章デザインは、優秀作品5点の中から最終選考を行った結果、下記の作品が最優秀賞に選ばれ、新「津市」の市章デザインに決定しました。



市章デザイン採用作品

【デザインの趣旨】

「つ」をモチーフに「グリーン」で自然豊かな大地、「ブルー」で伊勢湾の波濤をイメージ。自然に恵まれ、人々のふれあいや、培われた歴史や文化を大切に、希望に満ちた明るい活力ある未来へ大きく飛躍して行く姿を表現。

最優秀賞、優秀賞、特別賞のみなさんは次のとおりです。おめでとうございます。

【最優秀賞】(市章デザイン採用作品)

岩永 光一さん(和歌山県橋本市)

【優秀賞】(4点)

井口 やすひささん(東京都文京区)

※2点入賞

田中 博士さん(愛知県豊橋市)

栗山 照州さん(福岡県福岡市)

【特別賞】(5点)

河口 和弘さん(一志郡香良洲町)

古谷 浩さん(津市柳山)

岡田 友晴さん(一志郡白山町)

岩本 寛正さん(津市湊見町)

井谷 圭子さん(津市桜橋)

住所表示変更に伴う主な手続（市役所および町村役場関係）

合併に伴う住所表示の変更により、国、県、市役所および町村役場に住所変更手続が必要となる場合があります。

先月号で国、県などへの主な手続をお知らせしま

したが、今月号は市役所および町村役場関係の主な手続をお知らせします。

下記一覧表をご覧ください、該当する人は手続を行ってください。

【市役所および町村役場関係】

項 目	該当者	手続きの方法など	
		要・不要	手続きの方法
戸籍		不 要	住所変更（本籍変更）による手続は必要ありません。
印鑑登録カード		不 要	現在お持ちの印鑑登録カードはそのまま使用できます。
住民基本台帳カード	左記カードの所有者	不 要	現在お持ちの住民基本台帳カードはそのまま使用できます。 ただし、写真付カードについては、カードの住所の表示を修正する必要がありますので、合併後、本庁・総合支所、または、出張所へ来庁の機会に修正します。
外国人登録証明書	左記証明書の所有者	要	合併後、本庁・総合支所へ来庁の機会に修正します。
電子証明書	左記証明書の所有者	不 要	住所変更による手続は必要ありません。
国民健康保険被保険者証（退職含む。）	左記被保険者証所有の世帯の世帯主	不 要	住所変更による手続は必要ありません。久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人は、新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療証を合併後に郵送します。 なお、津市の被保険者証・受給者証・認定証・受療証をお持ちの人は、引き続き使用できます。
国民健康保険高齢受給者証	左記受給者証所有の世帯の世帯主	不 要	
国民健康保険標準負担額減額認定証	左記認定証所有の世帯の世帯主	不 要	
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記認定証所有の世帯の世帯主	不 要	
国民健康保険特定疾病療養受療証	左記受療証所有の世帯の世帯主	不 要	住所変更による手続は必要ありません。久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人は、新しい受給者証・受療証・認定証を合併後に郵送します。 なお、津市の受給者証・受療証・認定証をお持ちの人は、引き続き使用できます。
老人保健法医療受給者証	左記受給者証の所有者	不 要	
老人保健特定疾病療養受療証	左記受療証の所有者	不 要	
老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記認定証の所有者	不 要	

項 目	該当者	手続きの方法など	
		要・不要	手続きの方法
乳幼児医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人は、新しい受給資格証を合併後に郵送します。 なお、津市の受給資格証をお持ちの人は、引き続き使用できます。
一人親家庭等医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不 要	
心身障害者医療費受給資格証	左記資格証の所有者	不 要	
心身障害者医療費受給資格証(65歳以上)	左記資格証の所有者	不 要	
妊娠婦医療費受給資格証	左記資格証の所有者	要	津市の受給資格証をお持ちの人は、引き続き使用できます。 久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人で該当される人は、新たに手続きください。
精神障害者医療費受給資格証	左記資格証の所有者	要	津市・久居市・河芸町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人で、該当される人は、新たに手続きください。 なお、芸濃町に在住の人には、新しい受給資格証を合併後に郵送します。
介護保険被保険者証	左記被保険者証の所有者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人は、新しい被保険者証を合併後に郵送します。 なお、認定証・確認証をお持ちの人は、引き続き使用できます。 津市の被保険者証・認定証・確認証をお持ちの人は引き続き使用できます。
介護保険利用者負担額減額・免除認定証	左記認定証の所有者	不 要	
介護保険利用者負担額減額・免除等認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)	左記認定証の所有者	不 要	
社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	左記確認証の所有者	不 要	
介護保険負担限度額認定証	左記認定証の所有者	不 要	
介護保険特定負担限度額認定証(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)	左記認定証の所有者	不 要	
訪問介護利用者負担額認定証(法施行時の訪問介護利用者等の負担額軽減措置を含む)	左記認定証の所有者	不 要	

項 目	該当者	手続きの方法など	
		要・不要	手続きの方法
母子健康手帳	左記手帳の所有者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 引き続き使用できます。
妊婦一般健康診査受診票・乳児一般健康診査受診票（母子保健のしおりの中に綴じ込み）	左記受診票の所有者	不 要	
健康手帳	左記手帳の所有者	不 要	
予防接種予診票(予防接種と子どもの健康の中に綴じ込み)	左記予診票の所有者	不 要	
児童手当	左記手当の受給者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。
児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村に在住の人は、新しい児童扶養手当証書を合併後に郵送します。 なお、津市の児童扶養手当証書をお持ちの人は、引き続き使用できます。
特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。
身体障害者手帳	左記手帳の所有者	不 要	
療育手帳	左記手帳の所有者	不 要	
戦傷病者手帳	左記手帳の所有者	不 要	
精神障害者保健福祉手帳	左記手帳の所有者	不 要	

項 目	該当者	手続きの方法など	
		要・不要	手続きの方法
居宅生活支援費受給者証	左記受給者証の所有者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 久居市・河芸町・芸濃町・美里村・安濃町・香良洲町・一志町・白山町・美杉村に在住の人は、新しい支援費受給者証を合併後郵送いたします。 津市の支援費受給者証をお持ちの人は、引き続き使用できます。
施設訓練等支援費受給者証			
知的障害者施設入所者受診券	左記受診券の所有者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。 新しい受診券をそれぞれの施設へ合併後郵送します。
原動機付自転車 (125cc以下のバイク及び小型特殊自動車の標識(ナンバープレート))	左記標識の所有者	不 要	手続きは必要ありません。合併後も旧市町村発行のナンバープレートは使用できます。 新規に取得される人は、合併後、本庁、または、総合支所で「津市」のナンバープレートを受けることになります。
飼い犬の鑑札	犬の飼い主	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。
交通災害共済	左記共済の加入者	不 要	住所変更による手続きは必要ありません。
建設工事等入札参加資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。
物件等入札参加資格者名簿登録	左記名簿に登録している人	不 要	住所変更の手続きは必要ありません。 更新時や変更申請時に併せて手続きを行います。

新「津市」の市長・市議会議員選挙の啓発標語が決定

10月1日号の本紙で新「津市」の市長・市議会議員選挙の啓発標語を募集しましたところ、たくさんのご応募をいただきありがとうございます。

厳正な審査により、次の作品が最優秀賞と優秀賞に選ばれました。

なお、最優秀賞の作品は、新「津市」の選挙で広く活用させていただきます。



最優秀賞および優秀賞に選ばれた啓発標語は次のとおりです。

【最優秀賞】

◎新「津市」の ^{あした}明日を託す この一票

森川 益明さん（津 市）

【優秀賞】

○きれいな未来へ あなたの一票

加藤 朋子さん（河芸町）

○津の未来 決める あなたの一票が

加藤 昌樹さん（河芸町）

○さあ投票だ！新「津市」をつくるこの一票

久保 民子さん（久居市）

○二市六町二村、合わせて新「津市」初選挙

駒田 博之さん（芸濃町）

○まず一票 明日をひらくスタートだ！

佐藤 正治さん（安濃町）

○公正なきれいな選挙で 新しいまちのスタートを

田中 征宏さん（久居市）

○新「津市」の ゆくえを決める 明るい選挙

谷口 松雄さん（美里村）

○十の郷土 結ぶかけはし 明るい選挙

中川 幸子さん（津 市）

○この一票 輝く夢の 津市ひらく

森川 富枝さん（津 市）

○津市の未来選ぶあなたが主役の座

山崎 嘉雄さん（津 市）

※入賞されたみなさんには粗品を贈呈します。

合併に伴い県から新「津市」に一部事務が移ります

合併に伴い、これまで県で行っていた事務の一部を新「津市」で取り扱うこととなりますので、その主な事務をお知らせします。

建築に係る事務

現在、下記表の建築に係る事務は、津市内は津市が行い、久居市、安芸郡、一志郡内は県が行っています。

合併後は、新「津市」が行うこととなります。

お問い合わせ先

合併前：津市建築指導課

(☎229-3185・3186・3187)

合併後：新「津市」建築指導課（電話番号は合併前と同じです。）



生活保護などの福祉に係る事務

現在、三重県中勢福祉事務所でやっている生活保護などの福祉に係る事務（安芸郡、一志郡内が対象）は、合併後は、新「津市」で行うこととなります。

計量に係る事務

現在、計量関係の事務は、津市内は津市（計量検査所）が行い、久居市、安芸郡、一志郡内は三重県計量検定所が行っています。

合併後は、新「津市」が行うこととなります。

【計量関係事務】

- ◇適正計量の実施に関する遵守事項の違反者に対する勧告、公表、改善命令事務
- ◇商品量目の違反者に対する勧告、公表、改善命令事務
- ◇計量法第19条に基づく定期検査事務
- ◇指定定期検査機関の指定事務
- ◇適正計量管理事業所の指定に係る指定検査事務
- ◇計量法第148条に基づく立入検査事務
- ◇計量思想の普及啓発、自主計量管理推進事務

建築に係る事務の概要

事務の概要	申請書類など
建築基準法に係る事務	建築確認申請 完了検査申請 建築工事届 許可等に係る申請
住宅金融公庫法に係る事務	設計審査申請 現場審査申請
建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の建築物に係る事務	対象建設工事（施行令第2条第1号から第3号に係るもの）の届出
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）に係る事務	計画の認定申請
建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）に係る事務	計画の認定申請
エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）に係る事務	特定建築物に係る届出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の建築物以外に係る事務

現在、下記表の事務は、津市内は津市が行い、久居市、安芸郡、一志郡内は県が行っています。

合併後は、新「津市」が行うこととなります。

【お問い合わせ先】

合併前：津市道路課（☎229-3199）

合併後：新「津市」建設管理課（☎229-3196）

事務の概要	届出書類
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の建築物以外に係る事務	対象建設工事（施行令第2条第4号に係るもの）の届出



屋外広告物(看板など)の取り扱い

屋外広告物については、市町村合併により、新「津市」全域が三重県屋外広告物条例第5条に規定する許可地域に指定されます。

このため、これまで屋外広告物の設置に際し許可が必要でなかった地域（美里村、一志町、白山町、美杉村の一部）に屋外広告物を掲示される場合は許可が必要となります。

また、これらの地域に既に掲示している屋外広告物については、経過

措置として合併後1年間は引き続き表示できることとなっていますが、それ以降は許可が必要となります。

お問い合わせ先

県庁県土整備部 建築開発室
(☎224-2708)

新「津市」お知らせ帳を作成しました



新「津市」
お知らせ帳

新「津市」が誕生するまで残すところあと1ヵ月となりました。

津地区合併協議会では、住民のみなさんに新「津市」の行政組織や担当業務などをお知らせするとともに、合併後の住所表示、暮らしに密接した市民サービス、市役所や公共施設の所在地および電話番号などを紹介した新「津市」お知らせ帳を作成しました。

本紙と併せて構成市町村の住民のみなさんにお届けいたしますので、ぜひご活用ください。



あなたも足を運んで
みませんか



12月の新「津市」観光情報をお届けします。
ぜひご参加ください。

市町村名	日 時	行事名・開催場所
芸濃町	12月24日(土) 午後1時～(予定)	Geino X'mas2005(芸濃町総合文化センター)

◆お問い合わせ先・・・芸濃町総務課 (☎266-2510)

協議会の開催予定

●第45回津地区合併協議会

と き 12月21日(水)、午後3時00分～
ところ 津センターパレス5階 津市センターパレス
ホール

※変更する場合がありますので、傍聴を希望される人は事前に事務局へご確認ください。

最近の動き

- 11月2日 全国合併市町村・夢フェスタ2005(東京都)
～6日 で啓発活動を実施
- 13日 安濃ふれあい秋まつりで啓発活動を実施
一志町ふれあいまつり2005で啓発活動を実施
- 17日 第44回津地区合併協議会を開催
- 12月1日 合併協議会だより第31号を発行

構成市町村の人口 292,564人

津 市	165,701人	安濃町	11,420人
久居市	42,554人	香良洲町	5,555人
河芸町	18,595人	一志町	15,338人
芸濃町	8,730人	白山町	13,583人
美里村	4,223人	美杉村	6,865人

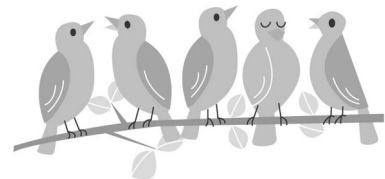
平成17年10月1日現在の人口(外国人を含む)。

編集後記

平成15年3月1日から発行してまいりました津地区合併協議会だよりは今月号をもちまして終了することとなりました。

これまで本紙でお伝えしてきましたことが、少しでもみなさんのお役に立てれば幸いです。

約2年半にわたり、ありがとうございました。



編集/発行

津地区合併協議会事務局

(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>